

報告第10号

専決処分が不承認であったことに対して講じる措置の報告の件

令和6年度加東市一般会計補正予算(第10号)の専決処分が不承認であったことに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第4項の規定により、次のとおり必要な措置を講じることを報告する。

令和7年6月26日提出

加東市長 岩 根 正

- 1 自走式トイレカー購入の財源に充当するために処分した加東市公共施設整備基金(以下「基金」という。)15,000千円を補てんするため、次の加東市議会定例会に、令和7年度加東市一般会計補正予算を提出する。
- 2 基金を設置する目的及び処分することができる範囲を明確にするため、次の加東市議会定例会に、条例を提出する。
- 3 市広報紙及び市ホームページにおいて、専決処分を行った経緯及び不承認であったことに対して講じる措置を市民に説明する。